

第 58 回国連婦人の地位委員会
「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議
(内閣府暫定訳)

2014 年 3 月 18 日採択

国連婦人の地位委員会は、

自然災害が人間の生命や災害後の生活条件に影響を与え、女性及び女兒並びに集団内の子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々に、より直接的かつ負の影響を与えること、また、自然災害が、社会的排除、ジェンダー不平等、固定的性別役割分担意識、異なる家族への責任、女性に対する差別及び貧困並びに適切なサービス、情報、経済的機会への平等なアクセス、権利、公平性、安全の欠如により、男性及び女性に対し異なる影響を及ぼすことに留意し、

北京行動綱領及び第 23 回国連特別総会成果文書における、自然災害による影響を受けた女性及び女兒に関するコミットメントを再確認し、同成果文書が災害リスク軽減、応急、復旧戦略にジェンダーの視点を含める必要性を強調したことについても再確認し、

自然災害において、女性総人口の平均 18 から 20 パーセントを占める妊娠又は授乳中の女性及び思春期の女性は、身体可動性が限られ及び食糧・水の必要性が高く、並びに性及び生殖に関するヘルスケア及び安全な出産施設へのアクセスが必要なことから、災害に対しさらに脆弱であることを認識し、

自然災害は、性及び生殖に関するヘルスケアへのアクセスの阻害に起因する高い危険性に直面する妊婦に対するものを含み、強姦、性的搾取、ドメスティック・バイオレンス、望まない妊娠、性感染症、性と生殖に関する健康に係る合併症の発生率を高める危険性があることを認識し、

自然災害は、特に女性及び女兒の脆弱性を増加させる、広範かつ長期的な避難生活、ジェンダーに基づく暴力及び教育、雇用、ヘルスケア及び他の重要なサービスにアクセスする能力への障害を生み出し、支援ネットワークから隔離させる消極的な対処方法につながることを認識し、

2012 年 3 月 9 日の決議 56/2 を想起し、男女共同参画及び女性のエンパワーメント

を更に推進する継続した必要性に留意し、

2002年3月15日の第46回国連婦人の地位委員会(CSW)合意結論、2005年3月11日のCSW決議49/5及び2011年3月4日のCSW決議55/1「気候変動におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」、2005年1月18日から22日まで兵庫県神戸市で開催された国連防災世界会議で採択された「兵庫宣言」及び「災害に強い国・コミュニティの構築：兵庫行動枠組2005-2015」、2012年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議の成果文書「我々の求める未来」、並びに2013年12月13日の決議68/102及び68/103及び2013年12月20日の決議68/211を含む関連する国連決議及び2013年7月17日の経済社会理事会決議2013/6を想起し、

2015年及び2016年に向けた様々なプロセス、特に、ポスト2015年開発アジェンダ、2015年3月に仙台で開催する第3回国連防災世界会議、2016年イスタンブールで開催する世界人道サミットの議論に留意し、

2013年11月8日にフィリピンを直撃した猛烈な台風ハイヤン(ヨランダ)及び2011年3月11日に東日本を直撃した壊滅的な地震、最近の人道的な要請に基づき対応したのも含め、その他の最近の自然災害を含め、世界の全ての地域の自然災害に対する救助及び復旧の取組において、被災国の応急や長期的な復旧の努力、国際社会から寄せられた継続的な支援及び援助を歓迎し、同時に、ジェンダーに配慮した災害管理を含む、それらの対応において、更なる取組の重要性を強調し、

ジェンダーの視点を災害応急、長期的復旧計画及びその実施に取り入れることが、復旧期間を短縮し、短期及び長期的な復旧の取組におけるより高い効率性及び公平性並びにコミュニティ全体の強靱性の強化につながることを認識し、

自然災害時における、早期の防止及び応急プログラムを含む、ジェンダーに基づく暴力からの保護は、疾病率及び死亡率を低下させることも認識し、

男女共同参画、女性のエンパワーメント、社会的・経済的な包摂及び発展を推進し、コミュニティの強靱性を強化し、災害に対する社会的・経済的な脆弱性を減少させる、コミュニティを基盤としたアプローチを通じた、人々の社会的結合に支えられた包摂型な社会をつくるため、人権を完全に尊重した人間中心で包括的なアプローチを通じ、災害リスク軽減、応急、復旧のあらゆる段階において、女性及び女児並びに集団内の子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々の差別のない参画と包摂を確保することの重要性を強調し、

1. 女性が、再建と復興を含む災害リスク軽減、応急、復旧において極めて重要な役割を果たすこと、並びに、女性が災害への予防及び備え並びに応急に効果的に参画するための女性のアクセス、能力及び機会を強化する必要性を認識する。
2. 自然災害及びそれらからの復旧への能力は、男性及び女性に異なる影響を与え得ること、及び、災害後の復旧、再建及び復興における、ジェンダーに配慮したニーズ評価を含むジェンダーに対応したアプローチは、災害に対する脆弱性をもたらし、経済的・社会的再統合及び生産性に要する時間を長期化させる社会問題への対処となる可能性を持つことも認識する。
3. さらに、ジェンダーの優先課題へ適切に対処するため、再建及び復興期におけるインフラ整備への集中に加えて、住居、所得確保及び農業、インフォーマル部門における社会的・経済的変革及び社会心理的カウンセリングを含むヘルスケアを考慮すべきであると認識する。
4. 各国政府、そして適切な場合には、国連機関、NGO 及び民間部門を含む市民社会、その他関係者に対し、以下の取組を求める。
 - (a) 自然災害が女性及び男性に異なる影響を与えることを考慮し、国の政策、戦略、計画を見直し、災害リスク軽減、応急、復旧に関する政策、計画及び予算にジェンダーの視点を取り入れるよう措置をとる。
 - (b) 情報・通信技術等の科学技術分野及び経済学を含む情報及び教育への女性のアクセスを促進、増加させ、その結果として、女性の知識、技能及び自然災害時を含む環境に関する意思決定への参画及びリーダーシップへの機会を増加させる。
 - (c) 災害リスク軽減、応急、復旧に関する全てのレベルにおける資源配分に関することを含む意思決定における女性の、適切な場合には女兒の、リーダーシップ及び参画への平等な機会を確保する。
 - (d) 災害リスク軽減、応急、復旧へジェンダーに対応したアプローチを適用するため、全てのレベルの関係機関の能力、意識、協力を強化する。
 - (e) 災害リスク軽減、応急、復旧のあらゆる段階において、女性及び女兒による、全ての人権の完全な享受を確保する。
 - (f) 災害救援への女性、女兒、男児及び男性の平等なアクセスを保証すること、並びに、妊娠及び授乳期の女性、思春期の少女、幼児や高齢者を抱える家族、母子・父子家庭、障害者、寡婦のニーズに特別な注意を払いつつ、食料及び生活必需品、水及び下水設備、シェルターの設置及び管理、安全及び治安の提供並びに、性と生殖に関する健康のためのものを含む、身体的、精神的及び緊急のヘルスケア、ジェンダーに基づく暴力のサバイバーへのカウンセリング・サービスの提供という面で、同時に女性専門家の関与やフィールド・ワーカーのジェンダー・バランスを図るこ

とを奨励し、女性及び女児のニーズ、視点の尊重及び全ての人権の享受に完全に配慮した災害応急及び支援を実施することを、最大限努力する。

- (g) 人道プログラムサイクル全てにおいて、ジェンダー・マーカー・システムを活用し、ジェンダーに関連するコミットメントに関し報告することを、協力者に要求する。
- (h) 災害リスク軽減、応急、復旧のあらゆる段階において、人身取引の危険性及び女児、保護者のいない子どもや孤児、障害を持つ女性や子どもの特別な脆弱性を含む、様々な形態のジェンダーに基づく搾取や虐待の防止に特別な注意を払うことを確保する。
- (i) また、災害リスク軽減、応急、復旧のあらゆる段階において、ジェンダーに基づく暴力の被害者の保護、ケア及び支援、及び、適切な場合には、ジェンダーに基づく暴力のサバイバーを支援するため、サバイバーの再被害者化を防止するためのそのニーズを考慮しつつ、特に性的及びジェンダーに基づく暴力の事案に関する捜査及び訴追において、法的、医学的・心理学的その他の関連するサービスの提供を確保する。
- (j) 男性及び女性の平等な経済的機会の確保を支援するため、職業訓練や技能訓練を含む、ジェンダーに対応した経済的援助及び長期的な復旧計画を策定し、実施し、評価する。その際、女性の社会的・経済的プロセスにおける役割に応じて、正規雇用部門への女性の迅速な統合・再統合への障害を取り除くことに注意し、また自然災害が引き起こす可能性のある都市と農村間の人の移動を考慮する。
- (k) 自然災害による被災者の女性、特に農村女性の収入を産み出す活動や雇用機会の企画における女性を促進し、参画を促す。これらには、食料やサービスの現地調達、必要な社会サービスの創設、市場、信用、送金、社会的セーフティネット及びその他の金融サービスへのアクセスといった手段を通じた、コミュニティー又は家庭を基盤としたビジネスへの支援が含まれ、女性が企画に関与し、また災害後の段階において女性が食料・水・燃料の確保や学校が閉鎖された子どもたちのケアといった重責が付加されることを考慮する。
- (l) 自然災害早期警報システムへの女性及び男性の平等なアクセス及び平等な参画を確保し、女性、女児、男児及び男性の具体的なニーズ、視点及び全ての人権を考慮した国家、地域、コミュニティーレベルの災害リスク軽減の計画を促進し、意識を啓発し、科学技術分野を含む、全てのレベルでのジェンダーに対応した災害リスク軽減に向けたアプローチに関する訓練を提供する。
- (m) 災害リスク軽減に関するプロセスに女性及び女児の声を反映させ、参画を促すため、女性及び女児のための災害リスクの軽減に関する情報、訓練、フォーマル及びインフォーマル教育への平等なアクセスと利用を確保する。
- (n) 社会及びジェンダー分析のため、並びに女性・女児、男児・男性により異なる対処方針、ニーズ、能力、知識、優先順位及び脆弱性を認識し、対処するため、性別、年齢別、障害別その他の要因別の人口・社会経済データ・情報を体系的に収集、分

析、活用し、特に参加型計画策定過程や方法において、ジェンダーに対応したニーズ評価によるものを含み、ジェンダー指標の開発とジェンダーによる差異の分析を続け、並びに、プログラムと政策効果を確保し、生命、生活の喪失を削減するため、これらの情報を災害リスク軽減及び管理政策やプログラムに統合する。

(o) 災害リスク軽減の計画に統合されるよう促進し、確保するため、ジェンダーの視点から、災害リスク軽減の活動、災害及び復旧の応急を記録・評価し、並びに、好事例、教訓及び災害リスク軽減を支援する技術を含むツールに関する情報を、国内、地域、国際的に広く共有する。

(p) 災害リスク軽減の計画作成及び管理並びに女性の完全な参画を確保する包摂的で災害に強靱な社会づくりの促進に際して、コミュニティーを基盤とする組織、女性及び思春期の女兒の組織及びボランティアを含む市民社会の役割を認識し、更に促進する。

(q) 特に女性及び女兒のニーズに対応するため、女性の専門家やボランティアの重要な役割も認識し、彼女らの災害リスク軽減、応急、復旧における更なる参画を奨励する。

(r) 災害リスク軽減、応急、復旧の全ての局面においてジェンダーの視点を強化するため、各国政府、国連機関及びNGOや民間部門を含む市民社会等その他の関係者を含む全ての関係者の間で、建設的なパートナーシップを構築する。

5. 資金援助の決定にジェンダー・マーカー・システムを使用する資金援助国を称賛し、各国政府及び、適当な場合には国連機関、NGOや民間部門を含む市民社会、及びその他の関係者がそのようなシステムを使うことを奨励する。

6. 各国政府、地方自治体、国連機関、地域機関に対し、また資金援助国やその他の支援国に対し、それぞれの災害リスク軽減、応急、復旧の取組において、被災国政府と協力し、ジェンダーに対応した計画策定及び資源配分を通じて、女性及び女兒の脆弱性や能力に対応するよう奨励する。

7. 全ての関係国連機関に対し、各々の責務に応じて、災害リスク軽減、応急、復旧の全の局面において、ジェンダー視点の主流化が継続することを確保し、また、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する国連システム・ワイド・アクションプラン（UN-SWAP）のもと、主流化に向けた進捗に関し体系的に報告することを要請する。

8. コミュニティーの強靱性を強化し、災害に対する社会の脆弱性を軽減するため、災害に先立ち、災害リスク管理において、ジェンダー及び障害者の視点の主流化の重要性を強調し、第3回国連防災世界会議及びその準備プロセスを含む様々なプロセスへの女性並びに集団内の子ども、高齢者、障害者といった脆弱な人々の包摂的

参画及び貢献の必要性を認識する。

9. 災害リスク軽減、応急、復旧における男女共同参画及び女性及び女性のエンパワメントの達成指標を含む 2015 年以降の災害リスク軽減の枠組における、リスク軽減及び強靱性の構築のため、戦略的目的を推進することを各国政府に要請する。
10. 国連機関、加盟国その他関係者に、特にポスト 2015 年開発アジェンダを含む自然災害に係る活動、国際交渉及び協議に、引き続き、ジェンダーの視点の取り入れを促進するよう要請する。
11. 各国政府、国連機関、NGO や民間部門を含む市民社会、その他の関係者の間で、これまでの人道的活動から得た経験や教訓に基づき、2016 年に開催される世界人道サミットの準備過程に、各々のジェンダーの視点を共有すること、それにより、ジェンダーの視点をサミットのテーマに主流化させることを要請する。

(注) 本内閣府暫定訳は、内閣府男女共同参画局において便宜的に翻訳を行ったものです。本決議案の内容を引用する場合には、後日外務省ホームページに掲載される予定の「和文仮訳」又は下記の原典を参照してください。

(http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=E/CN.6/2014/L.4)